

小田原市立病院管理規則の一部改正の概要

1 規則改正の目的と考え方

小田原市立病院（小田原市久野 46 番地）は、昭和 33 年に開設されて以来、患者中心の医療に努めるとともに、地域基幹病院としての機能を発揮し、地域住民から信頼され愛される病院を目指しております。

今回、外来診療や入院の申込みに係る手続き様式について見直しを行い、申込み時に確認すべき事項を追加するなどの所要の改正を行うとともに、本則中の字句を改正し、併せて診療終了時間や手数料の徴収時期に係る項目についても、現状に即したものとすることを目的に規則の改正を行うものです。

なお、改正後の様式については、別添の新旧対照表をご覧ください。

2 改正（案）の内容（主な改正箇所の抜粋）

（第 3 条関係）

小田原市立病院の診療時間について、現状午後 5 時まで延長していることを踏まえ、診療時間を次のとおり改正します。

（旧）午前 8 時 45 分から午後 4 時まで	⇒	（新）午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
--------------------------	---	--------------------------

（第 4 条関係）

第 2 条において、当院の行う診療が定められており、第 4 条に規定する診察もこの中に包含されることから、本則中の字句を第 2 条にあわせて、次のとおり改正します。

なお、第 4 条第 2 項に規定する診察券については、診察券という名称が一般的となっていることから、字句の改正は行いません。

（旧）診察の申込み	→	（新）診療の申込み
診察を受けようとする者	→	診療を受けようとする者
診察申込書（様式第 1 号）	→	診療申込書（様式第 1 号）

(第 6 条関係)

現在、当院に入院する場合、申込み時に入院証書及び保証書を病院長に提出し、許可を受けなければならないこととされていますが、申込み時には、入院証書及び保証書に記載されている事項のほかにも確認を要する事項もあることから、新たな入院申込書とし、その中にこれまでの入院証書と保証書の機能を持たせることで、患者さんにとって記入しやすいものとするため、次のとおり改正します。

(旧) 入院証書 (様式第 3 号) 及び保証書 (様式第 4 号)

↓

(新) 入院申込書兼誓約書及び保証書 (様式第 3 号) ※様式第 4 号は廃止。

(第 8 条関係)

前納するとされている短期特別入院総合診断料については、現在は存在しなくなったことから、当該規定を削除するものです。

(旧) 短期特別入院総合診断料 → (新) 削除